

I : 総合研究報告

危険ドラッグを含む薬物乱用・依存状況の実態把握と

薬物依存症者の社会復帰に向けた支援に関する研究

研究代表者：嶋根卓也（国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部）

【研究要旨】「第四次薬物乱用防止五か年戦略（平成 25 年 8 月）」および「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策（平成 26 年 7 月）」が示すように、危険ドラッグ乱用者による犯罪や、重大な交通死亡事故を引き起こす事案が後を絶たず、深刻な社会問題となっている。本研究は、「危険ドラッグ」を含む薬物乱用・依存状況の実態把握および、薬物依存症者の社会復帰に向けた支援に関する研究を実施することでわが国の薬物乱用・依存対策に資する科学的知見を得ることを目的とした。平成 27～28 年度に、研究 1～研究 7 を実施し、次の成果が得られた。

研究 1. 薬物使用に関する全国住民調査（2015 年）

【目的】本研究の目的は、わが国の飲酒・喫煙・医薬品使用を含む薬物使用状況を把握することである。得られた知見は、薬物乱用対策を講じる上での基礎資料として供する。本研究は、全国の一般住民を対象とした薬物乱用・依存の実態把握調査としては、わが国唯一のモニタリング調査である。1995 年に全国規模で実施された後、隔年実施されており、今回が第 11 回目の実施である。対象者は、全国の一般住民 5,000 名である。住民基本台帳から、層化二段無作為抽出法（調査地点：350）によって標本抽出を行った。選ばれた対象者に対して、調査員の戸別訪問による自記式調査（無記名）を実施した。

【成果】計 3085 名から調査票を回収し（回収率 61.7%）、計 3076 名（女性 52.3%、平均年齢 43.3 歳）の有効回答を得た。危険ドラッグの生涯経験者は減少し（2013 年：約 40 万人→2015 年：約 31 万人）、過去 1 年経験者がいなくなった（2013 年 0.1%→2015 年 0.0%）。使用者減少の背景には、指定薬物の対象物質の拡大（2,297 物質、2015 年 5 月時点）、指定薬物制度の強化（検査命令、販売・広告停止命令など）により、販売店や販売サイトが一掃されたことで、危険ドラッグの入手機会が減ったことが影響していると考えられる。社会問題化した危険ドラッグ問題は終息に向かっていると考えられる。しかし、住民の約 20%が危険ドラッグを「入手できる」としており、入手可能性は高く、指定薬物制度などによる危険ドラッグ対策は継続していく必要がある。

研究 2：飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査（2016 年）

【目的】中学生における飲酒・喫煙・薬物乱用の状況を横断的に把握すると共に、経年的変化をモニタリングすることで、青少年に対する薬物乱用防止対策の基礎資料に供することを目的に、第 11 回目となる「飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査」を実施した。

【成果】調査対象校 241 校のうち、126 校（実施率 52.3%）から合計 52,780 名の有効回答を得た（想定生徒数の 44.1%）。飲酒・喫煙・有機溶剤の乱用はいずれも低下しており、予防意識や害知識の高まりが確認できた。危険ドラッグに関して、中学生における乱用の拡大は確認できなかった。

たが、害周知率が低下していた。危険ドラッグの流行が終息しつつある中で、危険ドラッグに対する警戒心が低下した可能性がある。薬物乱用防止教育等を通じて、危険ドラッグに関する予防教育を維持・継続していくことが必要と考えられる。覚せい剤および大麻はいずれも増加し、特に大麻は男女ともに増加していた。少年において大麻取締法による送致人員が増加していることや、大麻の害知識が他の薬物に比べて低いことから、青少年における大麻乱用の拡大に注意を払う必要がある。

研究3：全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究

【目的】薬物乱用のハイリスク群である非行児の薬物への意識および実態を把握することを目的に、児童自立支援施設入所児童を調査対象として薬物乱用の実態について2年ごとの調査を継続した。

【成果】回答が得られた施設は47施設であった(施設回収率82.5%)。最終的調査対象者数は980人(男性707人、女性273人)であった。有機溶剤・ブタンが乱用薬物として多く用いられており、また医薬品乱用が多いことが示された。しかし以前著しく多かった有機溶剤乱用はこの20年間漸減してきていた。一時社会的に取り上げられることが多かった危険ドラッグについて、今回乱用頻度は少なくなっているが、医薬品乱用が相対的に多い乱用薬物であり、今後とも継続的に実態を把握していくことが必要である。

研究4：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査

【目的】わが国の精神科医療施設における薬物関連障害患者に関する経年的な実態をモニタリングするとともに、各薬物乱用者の臨床的ならびに心理社会的特徴を把握することが目的である。対象は、平成28年9月～10月に全国の有床精神科医療施設(1576施設)で入院あるいは外来で診療を受けた、「アルコール以外の精神作用物質使用による薬物関連精神障害患者」のすべてであった。

【成果】対象施設1576施設のうち1241施設(78.7%)の協力を得て、229施設(14.5%)から総計2340例の薬物関連精神疾患症例が報告された。今年度調査では、前回の調査に比べて、危険ドラッグ関連障害症例の減少が顕著であったが、他方で、少数ながら覚せい剤や大麻の乱用へと移行した症例も認められた。現在、わが国の精神科医療現場は、再び覚せい剤を中心とした薬物関連精神疾患が中心的課題となっていることがうかがわれた。昨年「刑の一部執行猶予制度」が施行されたことを考え合わせると、覚せい剤関連精神疾患に対する医療体制の拡充は喫緊の課題と考えられる。

研究5：「危険ドラッグ」を含む薬物乱用・依存に関する国際比較研究

【目的】薬物乱用・依存状況を国際的視野から比較するために、海外での薬物乱用・依存の実態について調査し、その結果をわが国の薬物乱用・依存対策立案の資料、及び、評価のための資料に供することを目的とした。

【成果】今日の薬物問題は一国だけで対応できるものではなく、そのような意味で、アジア版EMCDDAの設立をわが国が主導し、確実なデータを他国と共有しながら、他国と共同していくことが望まれる。また、2016年6月から始まった「刑の一部執行猶予制度」を有効なものとするためにも、わが国でも治療共同体の導入・設置を現実のものとして考える必要がある。さらに、台湾の薬物乱用者間でのHIV感染爆発を踏まえると、わが国は、有事に備えて、台湾でのHarm reduction政策を見守っていく必要がある。

研究 6：精神保健福祉センターにおける家族心理教育プログラムの普及と評価に関する研究

【目的】依存症相談支援の現状と家族心理教育プログラムの普及状況を把握することを目的に、全国 69 箇所のセンターを対象にアンケート調査を実施した。

【成果】全国 69 箇所のセンターを対象に、郵送による自記式アンケート調査を実施し、59 機関（85.5%）から回答を得た。その結果、依存症に関する相談指導に力を入れて充実をはかろうとする機関が増えていること、その傾向は薬物において顕著であることなどが明らかになった。また、平成 27 年度に家族を対象としたグループを実施した 44 機関のうち 17 機関（38.6%）で家族心理教育プログラムが活用されたことが確認でき、普及を開始した平成 23 年度から 5 年間で一定の成果が得られたといえる。

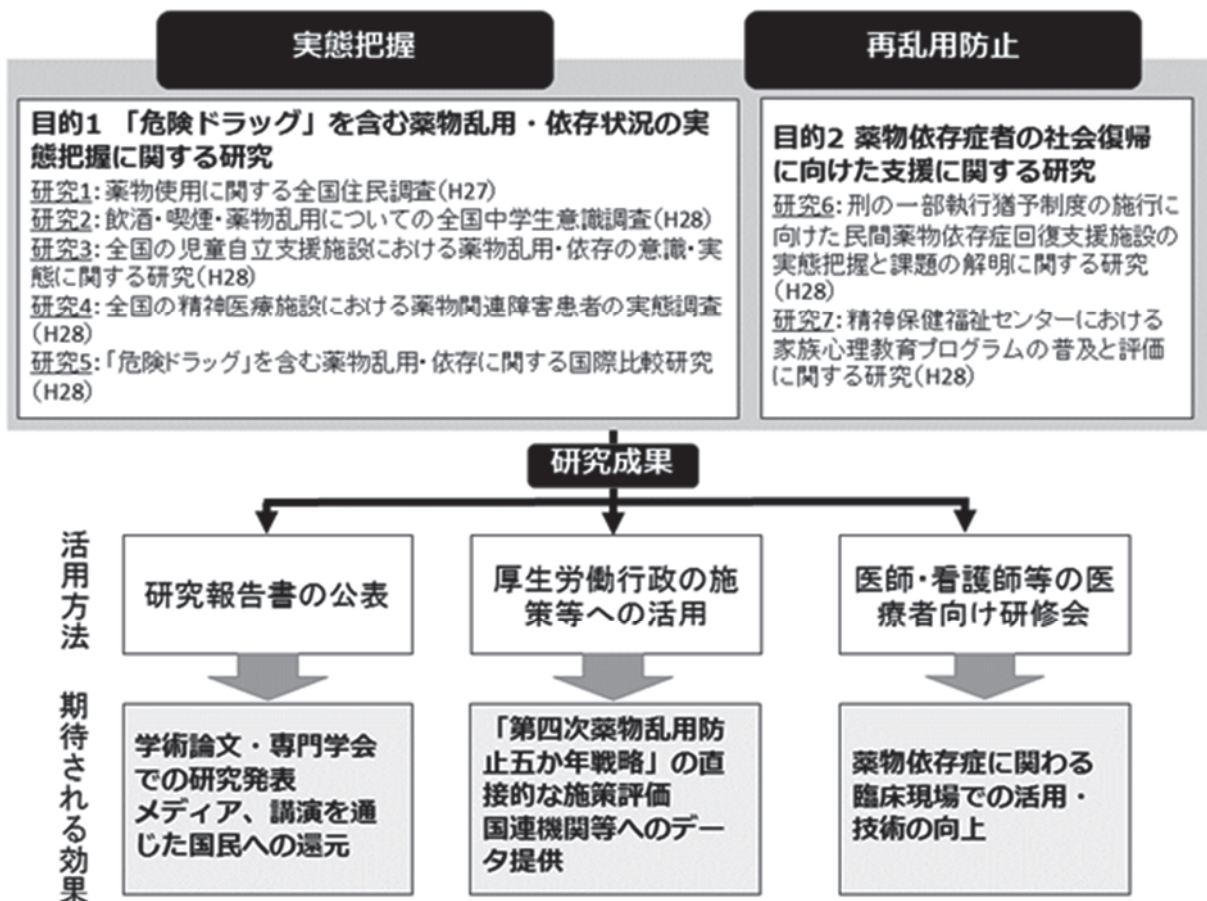
研究 7：刑の一部執行猶予制度の施行に向けた民間薬物依存症回復支援施設の実態把握と課題の解明に関する研究

【目的】薬物依存症回復支援施設ダルク（DARC：Drug Addiction Rehabilitation Center）の実態を把握するとともに、重要な地域の受け皿として、ダルクがより大きな役割を果たしていこうとする際に障壁となる課題を明らかにすることを目的に、ダルクを対象とした全国調査を実施した。

【成果】全国のダルク 57 施設に研究協力依頼を行い、52 施設（91.2%）の協力を得た。施設の実態把握と活動上の課題解明を目的とした研究を実施した結果、9 割以上が自立準備ホームや障害者総合支援法下の事業を使って薬物依存症者の支援を行っていることが明らかになった。より効果的な薬物依存症者の回復支援につながる事業の運用の仕方について、ダルクからの意見や要望も合わせながら十分議論し、その結果に基づいた柔軟な運用を目指していく必要がある。刑務所や保護観察所との連携は着実に進んでいるものの、ダルク職員が自らの役割や関与の仕方について十分な協議や合意が得られないまま刑務所や保護観察所の事業に参加している実態が示唆され、それが施設の職員の不安全感や徒労感につながるなど課題も残されていることから、解決に向けた具体的な取り組みが早急に求められる。

【結論】以上の各研究より、次の結論が導かれた。

- 1) 社会問題化した危険ドラッグ乱用が終息に向かっていることが、多角的な疫学研究により実証された（全国住民調査、中学生調査、児童自立支援施設調査、精神科医療施設調査）。今後、大麻、覚せい剤、医薬品等の乱用・依存について、EMCDDA の取り組みを参照しつつ、モニタリングを継続していくことが必要である（図 1～3 参照）。
 - 2) 危険ドラッグの害に関する周知率は、一般住民では 2013 年から 2015 年かけて上昇したが、中学生においては 2014 年から 2016 年にかけて低下していた。危険ドラッグは、他の薬物に比べると入手可能性が高く、指定薬物制度による危険ドラッグ対策や、教育現場における危険ドラッグの予防教育といった取り組みは今後も継続していくことが求められる。
 - 3) 精神保健福祉センターにおいて家族心理教育プログラムの普及が進んだことが示された。また、民間支援団体であるダルクの活動実態や、刑務所や保護観察所との連携状況や課題が明らかとなった。
 - 4) 「刑の一部執行猶予制度」の施行に伴い、覚せい剤関連精神疾患に対する医療体制の拡充や、関係機関（刑務所、保護観察所、ダルク、精神保健福祉センターなど）の地域連携の実効性を高めていくことは喫緊の課題と考えられる。
-



研究分担者
 嶋根卓也（国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部、心理社会研究室長）
 庄司正実（目白大学人間学部、教授）
 松本俊彦（国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部、部長）
 和田 清（埼玉県立精神医療センター依存症治療研究部、部長）
 近藤あゆみ（国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部、診断治療開発研究室長）

A. 研究目的

「第四次薬物乱用防止五か年戦略(平成 25 年 8 月)」および「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策(平成 26 年 7 月)」が示すように、

危険ドラッグ乱用者による犯罪や、重大な交通事故死亡事故を引き起こす事案が後を絶たず、深刻な社会問題となっている。

本研究は、「危険ドラッグ」を含む薬物乱用・依存状況の実態把握および、薬物依存症者の社会復帰に向けた支援に関する研究を実施することでわが国の薬物乱用・依存対策に資する科学的知見を得ることを目的とする。具体的には、薬物使用に関する全国住民調査(研究 1)、飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識調査(研究 2)、全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究(研究 3)、全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査(研究 4)によって、国内の薬物乱用・依存状況の実態把握を行う。また、海外での「危険ドラッグ」を含む薬物乱用・依存の実態について調査し、その結果をわが国の薬物乱用・依存対策評価のための資料に供する(研究 5)。

一方、社会復帰のための対応策についての調

査研究は、五か年戦略に掲げられた「薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底」を目指すものである。刑の一部執行猶予制度の施行を目前にした現在、地域における受け皿の中核的存在と言える精神保健福祉センターや、民間回復支援施設（ダルク等）における再乱用防止体制を明らかにすることは必要不可欠である。そこで、本研究では、民間回復支援施設における課題を解明するとともに（研究6）、精神保健福祉センターで導入されている家族向けの心理教育プログラム（ワークブック形式）の効果測定を行う（研究7）。

本研究の特色として研究継続性が挙げられる。研究1~4は、それぞれ同一研究デザインで継続実施してきた経緯があり、わが国の薬物乱用状況の経年変化を掴む上でのモニタリング調査として位置づけられる。また、調査対象が多角的・全国規模であり、バイアス低減に配慮したサンプリング手法という方法論的特徴も併せ持っている（無作為抽出：研究1,2、悉皆調査：研究3,4,6）。

厚生労働行政の施策等への活用の可能性としては、研究1~7で得られた研究成果を「第四次薬物乱用防止五か年戦略」等の施策評価として直接的に反映することができる上に、今後の戦略を形成する過程における基礎資料として供することができる。特に、「危険ドラッグ」の実態把握の徹底は、「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」の中で強化が求められている事項であり、薬物乱用対策に直接活用できる可能性が高い。さらに、本研究の成果を国連機関（例えば、United Nations Office on Drugs and Crime、UNODC）等に発信することにより、国際社会における貢献としても活用することができる。

一方、刑の一部執行猶予制度は、法務省が所管する制度ではあるが、元受刑者の再乱用防止および社会復帰促進という観点から、地域の精神保健医療福祉が果たすべき役割は大きい。この点において精神保健福祉センターおよび民間回復支援施設における再乱用防止体制に関

する研究6および研究7は、刑の一部執行猶予制度を推進していく上で、間接的に活用される可能性の高い研究と言える。平成27~28年度に実施した各研究の成果を以下に報告する。

B. 研究方法、C. 研究結果、D. 考察

研究1. 薬物使用に関する全国住民調査

(2015年)

分担研究者：嶋根 卓也

国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所薬物依存研究部

【研究目的】本研究の目的は、わが国の飲酒・喫煙・医薬品使用をも含めた薬物使用状況を把握することである。得られた知見は、薬物乱用対策を講じる上での基礎資料として供する。本研究は、全国の一般住民を対象とした薬物乱用・依存の実態把握調査としては、わが国唯一のモニタリング調査である。1995年に全国規模で実施された後、隔年実施されており、今回が第11回目の実施である。

【研究方法】対象者は、全国の一般住民5,000名である。住民基本台帳から、層化二段無作為抽出法（調査地点：350）によって標本抽出を行った。選ばれた対象者に対して、調査員の戸別訪問による自記式調査（無記名）を実施した。調査期間は2015年9~10月であった。調査実施にあたり、国立精神・神経医療研究センター倫理委員会の承認を得た。

【研究結果】計3085名から調査票を回収した（回収率61.7%）。計3076名（女性52.3%、平均年齢43.3歳）の有効回答から以下の知見を得た。

- 1) 危険ドラッグの生涯経験率は0.4%（2013年）から0.3%（2015年）に減少し、1年経験率は0.1%（2013年）から0%（2015年）となった。
- 2) 危険ドラッグの生涯経験者人口は、約40万人（2013年調査）から約31万人（2015年

- 調査)に減少した。
- 3) 危険ドラッグの有害性に対する周知率は、61.5% (2013年) から 85.8% (2015年) に増加し、危険ドラッグ対策としての指定薬物制度は 56.9%が周知していた。
 - 4) 薬物使用の生涯経験率は、有機溶剤 1.5%、大麻 1.0%、覚せい剤 0.5%、MDMA 0.1%、コカイン 0.1%、危険ドラッグ 0.3%、何れかの薬物 2.4%であった(いずれも補正值)。ヘロインは統計誤差内であった。
 - 5) 薬物使用者の平均年齢は、有機溶剤 47.9歳、大麻 41.3歳、覚せい剤 44.1歳、MDMA 40.0歳、コカイン 45.4歳、ヘロイン 45.7歳、危険ドラッグ 40.8歳、何れかの薬物 45.5歳であった。
 - 6) 薬物使用の生涯経験者人口は、有機溶剤(約 138万人)、大麻(約 95万人)、覚せい剤(約 50万人)、コカイン(約 12万人)、MDMA(約 12万人)、危険ドラッグ(約 31万人)であった。いずれの薬物も 2013年調査から減少した。
 - 7) 薬物使用に誘われる経験(被誘惑経験者人口)も概ね減少傾向であったが、覚せい剤(約 93万人→約 94万人)、MDMA(約 42万人→約 58万人)のみ増加していた。
 - 8) 鎮痛薬 1年経験率は、34.3% (1995年) から 62.9% (2015年) に増加した。鎮痛薬の習慣的使用(週 3回以上)は、1.6% (1999年) から 2.5% (2015年) に増加した。
 - 9) 睡眠薬 1年経験率は、1995年 (4.0%) から 2007年 (7.7%) にかけて増加し、その後減少したが、2015年 (6.1%) では再び増加した。睡眠薬の習慣的使用も同様に、2007年 (2.7%) にピークがあり、その後(2011年、1.9%) 減少するが、2015年 (2.9%) は再び増加した。

【考察】 危険ドラッグの生涯経験者は減少し、過去 1年経験者がいなくなった。使用者減少の背景には、指定薬物の対象物質の拡大(2,297物質、2015年 5月時点)、指定薬物制度の強化(検査命令、販売・広告停止命令な

ど)により、販売店や販売サイトが一扫されたことで、危険ドラッグの入手機会が減ったことが影響していると考えられる。社会問題化した危険ドラッグ問題は終息に向かっていると考えられる。しかし、住民の約 20%が危険ドラッグを「入手できる」としており、入手可能性は高く、指定薬物制度などによる危険ドラッグ対策は継続していく必要がある。

薬物使用の生涯経験者人口の推計値によれば、有機溶剤、大麻、覚せい剤、コカイン、MDMA いずれも 2013年調査から減少していた。これらの結果を踏まえると、危険ドラッグ同様、違法薬物使用についても減少傾向にあるのかもしれない。ただし、薬物使用に誘われる経験(被誘惑経験)は、覚せい剤および MDMA のみ増加している点には注意が必要である。

鎮痛薬および睡眠薬の使用機会は確実に増加傾向にあることが示された。使用頻度から使用者の乱用・依存リスクを予測することは困難であるが、依存が形成される可能性のある薬剤を服用している住民が一定の割合で存在していることから、こうした医薬品に関わる医師や薬剤師が「適正使用」を推進していくことが今後も重要であると考えられる。

(図 1 参照)

研究 2: 飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査 (2016年)

分担研究者: 嶋根 卓也

国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所薬物依存研究部

【研究目的】 中学生における飲酒・喫煙・薬物乱用の状況を横断的に把握すると共に、経年的変化をモニタリングすることで、青少年に対する薬物乱用防止対策の基礎資料に供する。具体的には、1) 飲酒・喫煙・薬物乱用(危険ドラッグを含む)の実態について把握すること、2) 危険ドラッグを含む薬物乱用に関する害知識の周知状況を把握すること、3) 薬物乱用経験を持つ生徒の特徴を明らかにすることを目的とする。

【研究方法】 調査対象は、全国 241 校の中学校における全在校生（想定生徒数：119,746 名）である。対象校は、都道府県毎に層別一段集落抽出法にて無作為に抽出した。調査期間は平成 28 年 10 月～11 月であり（一部、9 月あるいは 12 月中の実施も含まれる）、各校の担当教員が実施マニュアルに基づき、学校内で無記名自記式の質問紙調査を実施した。調査実施にあたっては、国立精神・神経医療研究センター倫理委員会の承認を得た（承認番号 A2015-128）。

【研究結果】 調査対象校 241 校のうち、126 校（実施率 52.3%）から合計 52,780 名の有効回答を得た（想定生徒数の 44.1%）。主な知見は次の通りである。

- 1) 飲酒・喫煙の生涯経験率は 26.4%、2.1%であった。中学生の 81.1%は飲酒に対して、95.4%は喫煙に対して「飲むべきではない・吸うべきではない」と考えていた。飲酒、喫煙いずれも減少傾向にあり、飲酒の生涯経験率はピーク時（1998 年、71.4%）の半分以下、喫煙の生涯経験率はピーク時（1998 年、24.4%）の 10 分 1 以下まで低下した。
- 2) 薬物乱用の生涯経験率は、有機溶剤 0.4%、大麻 0.3%、覚せい剤 0.3%、危険ドラッグ 0.2%、いずれかの薬物 0.5%であった。2014 年から 2016 年にかけて、有機溶剤は 0.7%から 0.4%に減少し、大麻は 0.2%から 0.3%に増加し、覚せい剤は 0.2%から 0.3%に増加し、危険ドラッグは 0.2%のまま横這いで推移していた。
- 3) 薬物乱用に関する害知識のうち、大麻の害知識（精神病状態、無動機症候群など）の周知率は、覚せい剤や危険ドラッグの周知率に比べて低かった。有機溶剤および大麻については周知率が上昇したが、覚せい剤については横這いで推移し、危険ドラッグについては周知率が低下した。
- 4) 薬物乱用経験を持つ生徒の特徴として、「起床や就寝時間が一定していない」、「学校生

活が楽しくない」、「親しく遊べる友人や相談事のできる友人がいない」、「家族との夕食頻度が低い」、「大人不在で過ごす時間が長い」、「悩み事を親に相談しない」、「インターネット利用時間が長い」、「喫煙、飲酒行動がある」といった共通項が認められた。

【考察】 本研究は「飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査」の第 11 回目の調査報告である。薬物乱用の好発年齢とされる中学生における薬物乱用の実態を調べた調査としては、わが国で唯一の疫学調査である。また、20 年間に渡って、同一研究デザインで調査を行ってきたことにより、薬物乱用の生涯経験率などの経年的変化を掴むことができるモニタリング調査としての目的も併せ持つ。

ピーク時（1998-2000 年）には 1.3%であった有機溶剤の生涯経験率が 0.4%まで減少するという結果が得られた。これは精神科医療施設における薬物使用障害患者の動向と一致する結果である。「全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」によれば、有機溶剤を主たる薬物（現在の精神科的症状に関して、臨床的に最も関連が深いと思われる薬物）とする症例は、年々減少傾向にある。最新データによれば、有機溶剤症例が占める割合は、ピーク時の 40.7%（1991 年）から 5.7%（2014 年）と大幅に低下している。中学生における有機溶剤乱用に関する害知識（急性中毒死、歯の腐食、精神病状態など）は上昇傾向にあり、薬物乱用防止教育による周知が徹底されていることを示すデータといえる。

危険ドラッグの生涯経験率は、男性においては 0.3%（2014 年）から 0.4%に増加したものの、全体および女性では横這いで推移しており、中学生における乱用拡大は確認できなかった。一般住民においては 2013 年から 2015 年にかけて危険ドラッグの使用者人口が減少していることが報告されており、その背景には指定薬物制度が影響していることが指摘されている。危険ドラッグが指定薬物に登録されると、製造や販売のみならず、所持や使用についても処罰の対

象となる。2014年12月にはこの指定薬物制度を強化し、指定薬物である疑いがある段階で「検査命令」や「販売停止命令」を出せるようになり、販売店が一気に閉鎖された。また、インターネット販売に対しては、損害賠償責任を負うことなく、プロバイダ側が販売サイトページの削除を実行できるようになり、インターネット上の販売サイトも急速に減少した。これらの対策が進んだことにより、2014年下半年以降、危険ドラッグの入手機会は大幅に減っている。一方で、危険ドラッグの害知識についての周知率が低下しているという結果も得られた。2015年以降、危険ドラッグに関連した事件・事故が減ったことで、メディアでの報道の機会も少なくなった。中学生を取り巻く環境から、危険ドラッグに関する話題が減ったことにより、結果として危険ドラッグに対する警戒心が低下した可能性が考えられる。薬物乱用防止教育等を通じて、危険ドラッグに関する予防教育を維持・継続していくことが必要と考えられる。

覚せい剤および大麻の生涯経験率は、いずれも0.2%（2014年）から0.3%に増加した。特に大麻の生涯経験率は男女ともに増加した結果となった。平成28年版犯罪白書によれば、少年による覚せい剤取締法違反での送致人員は、平成10年以降は減少傾向にある一方で、大麻取締法違反での送致人員は平成26年から2年連続で増加している。また、大麻による害知識（精神病状態、無動機症候群など）の周知率は、覚せい剤や危険ドラッグに比べて低く60%以下にとどまっている。危険ドラッグの流行が終息しつつある現在、青少年における大麻乱用の拡大には注意が必要であろう。

【結論】中学生における飲酒・喫煙・薬物乱用の状況を横断的に把握すると共に、経年的変化をモニタリングすることで、青少年に対する薬物乱用防止対策の基礎資料に供することを目的に、第11回目となる「飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査」を実施した。

飲酒・喫煙・有機溶剤の乱用はいずれも低下

しており、予防意識や害知識の高まりが確認できた。危険ドラッグに関して、中学生における乱用の拡大は確認できなかったが、害周知率が低下していた。危険ドラッグの流行が終息しつつある中で、危険ドラッグに対する警戒心が低下した可能性がある。薬物乱用防止教育等を通じて、危険ドラッグに関する予防教育を維持・継続していくことが必要と考えられる。

覚せい剤および大麻はいずれも増加し、特に大麻は男女ともに増加していた。少年において大麻取締法による送致人員が増加していることや、大麻の害知識が他の薬物に比べて低いことから、青少年における大麻乱用の拡大に注意を払う必要がある。

（図2参照）

研究3：全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究 分担研究者 庄司正実

目白大学人間学部

【研究目的】この研究の目的は、薬物乱用のハイリスク群である非行児の薬物への意識および実態を把握することである。これまで1994年度より2014年度まで隔年ごとに児童自立支援施設入所非行児の薬物乱用の実態を全国調査してきた。

【研究方法】全国の57の児童自立支援施設入所児童を調査対象とした。調査は無記名式調査用紙により行われた。調査項目は薬物乱用関連項目・薬物以外の非行関連項目・一般個人属性などである

【研究結果】回答が得られた施設は47施設であった(施設回収率82.5%)。最終的調査対象者数は980人(男性707人、女性273人)であった。調査により以下のような結果が得られた
1) 有機溶剤乱用者数は、男性23人(3.3%)、女性47人(17.2%)、大麻乱用者数は、男性11人(1.6%)、女性9人(3.3%)、覚せい剤乱用者数は、男性6人(0.6%)、女性5人(1.8%)、ブタン乱用者数は、男性21人(3.0%)、女性17人(6.2%)で

あった。その他、睡眠薬乱用者数は、男性 12 人(1.7%)、女性 29 人(10.6%)、抗不安薬乱用者数が、男性 10 人(1.4%)、女性 22 人(8.1%)、ブロン(咳止め液)乱用者数が、男性 8 人(1.1%)、女性 9 人(3.3%)、危険ドラッグ乱用者数は、男性 5 人(0.7%)および女性 2 人(0.7%)に認められた。従来の結果と同様にほとんどの薬物にて女性は男性より乱用頻度が高かった。

2) 1994 年度からの主な薬物乱用頻度の変化は以下のとおりである。有機溶剤乱用はこれまでと同様に減少傾向を示した。特に男性においてこの傾向が著しく、1994 年 41.2%から 2006 年以降 10%前後に減少し、前回 4.5%で今回 3.3%であった。女性でも 1994 年 59.6%から 2006 年以降 30%となっていたが、前回 20.6%今回 17.2%となった。

覚せい剤乱用は男女とも 2000 年ころまでやや増加傾向にあったが、2002 年以降減少傾向を示しており、男性は 2006 年以降 1%以下で今回 0.8%女性は 2008 年以降 10%以下となっていたが、今回は 1.8%とさらに減少した。

大麻乱用頻度について、男性は 4%から 5%前後であったが 2010 年以降 2%ほどであり今回も同様に 1.6%であった。一方女性では 1994 年(22.0%)および 1996 年(19.0%)はやや高かったが 1998 年から 14%から 15%台となり前回 5.5%今回 3.3%と 10%以下となっていた。

【考察】これまでの継続的調査の結果も合わせ、児童自立支援施設入所児童は薬物乱用のハイリスクグループであるが児童の乱用薬物が従来のように有機溶剤中心ではなくなっていることを示している。

一時社会的に取り上げられることが多かった危険ドラッグについて、今回乱用頻度は少なくなっているが、医薬品乱用が相対的に多い乱用薬物であり今後とも継続的に実態を把握していくことが必要である。

【結論】児童自立支援施設入所児童を調査対象として薬物乱用の実態について 2 年ごとの調査を継続した。

有機溶剤・ブタンが乱用薬物として多く用いられており、また医薬品乱用が多いことが示された。しかし以前著しく多かった有機溶剤乱用はこの 20 年間漸減してきていた。また従来の調査と同様に入所非行児においては女性の方が男性よりも薬物乱用が多かった。

非行児における薬物乱用実態は社会的影響を受け変化しており今後とも継続的実態調査が必要である。

研究 4：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査

研究分担者 松本俊彦

国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 薬物依存研究部

【研究目的】本調査は、1987 年以来ほぼ現行の方法論を用い、ほぼ隔年で実施されてきたものであり、精神科医療現場における薬物関連精神疾患の実態を把握できる、わが国唯一の悉皆調査である。

【研究方法】対象症例は、調査期間内に対象施設において、2016 年 9 月 1 日から 10 月 31 日までの 2 ヶ月間に、全国の有床精神科医療施設で入院あるいは外来で診療を受けた、「アルコール以外の精神作用物質使用による薬物関連精神障害患者」のすべてである。情報収集は、診療録転記および面接を通じて収集した個人情報を含まない臨床的情報を、各医療施設の担当医師が調査票に記入する方法を採用した。

【研究結果】今年度の調査では、対象施設 1576 施設のうち 1241 施設(78.7%)の協力を得て、229 施設(14.5%)から総計 2340 例の薬物関連精神疾患症例が報告された。今回は、このうち患者自身から同意が得られ、重要な情報に欠損のない 2262 症例を分析対象とした。

生涯使用経験のある薬物としては、覚せい剤が 1458 例(64.5%)で最多であり、揮発性溶剤 839 例(37.1%)、睡眠薬・抗不安薬 662 例(29.3%)、大麻 648 例(28.6%)、危険ドラッグ 399 例(17.6%)、市販薬 236 例(10.4%)、MDMA 195 例(8.6%)、コカイン 187 例(8.3%)が続いた。

初めて使用した薬物としては、揮発性溶剤で760例(33.6%)が最多であった。次いで、覚せい剤614例(27.1%)、睡眠薬・抗不安薬319例(14.1%)、大麻237例(10.5%)、市販薬119例(5.3%)、危険ドラッグ70例(3.1%)の順であった。

「主たる薬物」としては、覚せい剤1209例(53.4%)が最多であった。次いで、睡眠薬・抗不安薬384例(17.0%)、揮発性溶剤193例(8.5%)、多剤126例(5.6%)、市販薬118例(5.2%)、危険ドラッグ101例(4.5%)、大麻81例(3.6%)などが続いた。

また、全対象症例2262例中、1164例に1年以内に薬物の使用が認められたが、この「1年以内使用あり」症例の「主たる薬物」については、覚せい剤が791例(68.0%)と最多で、次いで、揮発性溶剤108例(9.3%)、危険ドラッグ74例(6.4%)、睡眠薬・抗不安薬78例(6.7%)と続いた。

なお、この「1年以内使用あり」症例のうち、98例は、「かつて危険ドラッグを主たる薬物として使用し、現在は他の薬物に転向した」症例であったが、現在の主たる薬物は、覚せい剤43例(43.9%)、大麻15例(15.3%)などであった。

【考察と結論】今年度調査では、前回の調査に比べて、危険ドラッグ関連障害症例の減少が顕著であったが、他方で、少数ながら覚せい剤や大麻の乱用へと移行した症例も認められた。現在、わが国の精神科医療現場は、再び覚せい剤を中心とした薬物関連精神疾患が中心的課題となっていることがわかった。

昨年「刑の一部執行猶予制度」が施行されたことを考え合わせると、覚せい剤関連精神疾患に対する医療体制の拡充は喫緊の課題と考えられる。

(図3参照)

研究5:「危険ドラッグ」を含む薬物乱用・依存に関する国際比較研究

研究分担者 和田 清

埼玉県立精神医療センター
依存症治療研究部

【研究目的】わが国の薬物乱用・依存状況を国際的視野から比較するために、海外での薬物乱用・依存の実態について調査し、その結果をわが国の薬物乱用・依存対策立案の資料、及び、評価のための資料に供することを目的とした。

【研究方法・研究結果・考察・結論】

研究1: 欧州薬物及び薬物嗜癖監視センター

The European Monitoring Centre for Drugs and Drug Addiction (EMCDDA)を訪問し、その組織運営方法について現地訪問調査を実施し、同時に、最新の薬物乱用状況に関するデータを入手した。EMCDDAは、確実な根拠のある情報は薬物に関する効果的な戦略の鍵であるという理念のもとで、Reitox networkを通して、EU加盟国から送られてくる薬物乱用状況に関する各国のデータを集約し、分析、標準化、手技・手法を各国に還元している。EMCDDA自体は政策提言を行わないが、その客観的データは各国にとって政策決定時の明らかなインパクトとなっている。

欧州における、何らかの違法薬物の生涯経験率は、国民の約1/3ないしはそれ以上であるデンマーク、フランス、イギリスから8%台以下であるブルガリア、ルーマニア、トルコまで、広範囲に渡っているが、最も乱用されている薬物は大麻である。昨今、大麻使用に関する日本の法規制について、「世界の趨勢に反する」旨の意見を聞くことがある。しかし、薬物使用問題は火事に近い性質があり、山火事的に燃え広がってしまうと手の打ちようがなくなるという現実を直視する必要がある。大麻の医療用使用(一部の州では実質的娯楽使用も)を認めた州のあるアメリカでは、連邦政府としては大麻の健康被害を警告し続けており、その使用を禁止しているが、生涯経験者率が49.2%にも達してしまうと、厳格に取り締まれば国民の49.2%が逮捕されることになってしまい、国が成り立たないことになる。「医療用」等の大義名分を付けることによって、実質的には「なし崩し」的に合法化したという見方があることを忘れてはならない。

今日の薬物問題は一国だけで対応できるも

のではなく、そのような意味で、わが国がアジア版 EMCDDA の設立に向けて積極的に取り組むことが、わが国に求められる国際貢献の一つであろうと本研究者らは考えている。

研究 2：治療共同体

ポルトガルに3カ所ある国立の治療共同体のうちの一カ所を訪問した。世界的には、薬物依存症「回復」現場は治療共同体が主である。また、違法薬物の使用者は「薬物乱用・依存症者」であると同時に、「薬物事犯者」でもあり、医療と司法の両面からの対応が要求される。この問題に対して、現在、最も理にかなっている制度がアメリカでの「Drug Court」制度であろうと考えられるが、この「Drug Court」制度が実現した背景には、2,000 を超える治療共同体がそもそも存在しており、そこが薬物事犯者(=薬物依存症者)の受け皿になりえた事実がある。わが国では、薬物依存症がこれまで以上に「疾患」として認知されつつあると同時に、2016年6月から始まった「刑の一部執行猶予制度」を有効なものとするためにも、わが国でも治療共同体の導入・設置を現実のものとして考える必要がある。

研究 3：台湾での薬物乱用・依存状況

台湾は日本統治下で、世界で初めて阿片乱用・依存問題を解決した国である。その手法は、日本と台湾との共同による Harm Reduction 政策であった。台湾では 2005 年に薬物乱用者間での HIV 感染が爆発的に拡大し、2006 年からメサドン療法、注射器・針の配付政策といった Harm reduction 政策を実施している。その結果、静脈注射による薬物使用者の HIV 感染を劇的に阻止することに成功した。薬物使用者による HIV 感染者のみならず、そもそも HIV 感染者の少ないわが国では導入されるべき政策ではないが、台湾での薬物使用者による HIV 感染の爆発は薬物乱用が持っている HIV 感染の潜在的爆発力を象徴しており、わが国は決して油断してはいけない。わが国は、有事に備えて、台湾での Harm reduction 政策を見守っていく必要がある。また、ケタミン問題と NPS(New Psychoactive Substances)問題は、一国だけでは対応しきれな

い薬物問題の今日の特徴を有しており、そのためにも、アジア版 EMCDDA の設立をわが国が主導し、確実なデータを他国と共有しながら、他国と共同していくことが望まれる。

研究 6：精神保健福祉センターにおける家族心理教育プログラムの普及と評価に関する研究

分担研究者 近藤あゆみ

国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 薬物依存研究部

【研究目的】平成 21 年度より「薬物依存症者をもつ家族を対象とした心理教育プログラム」(以下、家族心理教育プログラムと記す)の開発に関する研究を実施してきた。今年度は、①全国の精神保健福祉センター(以下、センターと記す)を対象にアンケート調査を実施し、依存症相談支援の現状と家族心理教育プログラムの普及状況を把握すること、②既に家族心理教育プログラムを活用しているセンターを対象にインタビュー調査を実施し、得られた意見をもとに教材を改変・完成することを目的に研究を実施した。

【研究方法】①については、全国 69 箇所のセンターを対象に、郵送による自記式アンケート調査を実施し、59 機関(85.5%)から回答を得た。②については、家族心理教育プログラムを活用している 17 機関のうち 13 機関を対象に、教材改変のためのインタビュー調査を実施した。

【研究結果】センターにおける依存症相談支援の現状については、平成 27 年度の依存症者本人以外(家族や周囲の人々)による薬物の来所相談は、平成 23 年度と比較して実人数、延人数ともに有意に増加しており、依存症者本人による薬物の来所相談についても同様の結果であった。アルコールや薬物の来所相談も増加傾向にあったが、両年度の比較で実人数、延人数ともに有意に増加したのは薬物の来所相談のみであった。

このように増加傾向にあるとはいえ、薬物を含む依存症に関する相談はごく一部のセンターを除き決して多いとはいえないにも関わらず、平成 27 年度、59 機関中 44 機関 (74.6%) がなんらかの形で依存症の家族教室を実施していた。平成 23 年度との比較では約 2 割増加しており、さらに、6 機関 (10.2%) が今後の実施を検討していた。また、家族教室を実施した 44 機関のうち 39 機関 (88.6%) が薬物の家族を対象としており、そのうち 17 機関 (43.6%) は薬物のみを対象に家族教室を実施していた。

次に、家族の相談件数と家族教室の実施状況との関係性についても検討した。平成 23 年度には薬物依存症家族を対象としたグループを実施していなかったが平成 27 年度には実施した 10 機関と、平成 23 年度も平成 27 年度も薬物依存症家族を対象としたグループを実施しなかった 15 機関とで、両年度の薬物依存症家族の来所相談実人数を比較した結果、前者にのみ有意な増加が認められた ($p=0.027$)。

家族心理教育プログラムの普及については、平成 27 年度、家族を対象としたグループを実施した 44 機関のうち 17 機関 (38.6%) で家族心理教育プログラムが活用されており、そのうち 5 機関 (29.4%) は、平成 23 年度家族教室未実施であった。また、今後家族教室の実施を検討している 6 機関のうち 5 機関 (83.3%) が、家族心理教育プログラムの活用を希望していた。

家族心理教育プログラムの改訂については、プログラムを活用して家族教室を実施しているセンター職員を対象にインタビュー調査を行った結果を踏まえて、プログラムの改訂を行った。主な改変内容は、6 回 1 クールの家族教室を基本とし、オリエンテーションと振り返りのための資料を追加したこと、コミュニケーション・スキルを改善するための課題を充実させたことなどである。

【考察】依存症の相談指導はセンターの業務として従来位置づけられてきたが、近年は、より力を入れて充実をはかろうとする機関が増えているといえる。また、その傾向は、薬物において顕著であり、第四次薬物乱用防止五か年戦

略にも明記されている家族を含めた相談体制強化は推進されつつあると思われる。

家族心理教育プログラムの普及については、5 年間で一定の成果が得られたことが確認できた。また、プログラムの普及によって、センターにおける家族教室の立ち上げが促進されている可能性も示唆された。家族教室の実施は個別相談件数の増加にもつながる可能性が高いことから、今後は、家族心理教育プログラムの活用を希望している家族教室未実施の 5 機関への普及に力を入れる。

【結論】依存症相談支援の現状と家族心理教育プログラムの普及状況を把握することを目的に、全国 69 箇所のセンターを対象にアンケート調査を実施した。59 機関 (85.5%) から回答を得て分析を行った結果、依存症に関する相談指導に力を入れて充実をはかろうとする機関が増えていること、その傾向は薬物において顕著であることなどが明らかになった。

また、平成 27 年度に家族を対象としたグループを実施した 44 機関のうち 17 機関 (38.6%) で家族心理教育プログラムが活用されたことが確認でき、普及を開始した平成 23 年度から 5 年間で一定の成果が得られたといえる。

家族教室の実施は個別相談件数の増加にもつながる可能性が高いことから、今後は、センターにおける家族支援のさらなる充実に向けて家族心理教育プログラムの普及を継続するとともに、その効果を評価するための縦断調査も実施する。

研究 7：刑の一部執行猶予制度の施行に向けた民間薬物依存症回復支援施設の実態把握と課題の解明に関する研究

分担研究者 近藤あゆみ

国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 薬物依存研究部

【研究目的】薬物依存症回復支援施設ダルク (DARC : Drug Addiction Rehabilitation Center) の実態を把握するとともに、重要な地域の受け

皿として、ダルクがより大きな役割を果たしているようにする際に障壁となる課題を明らかにする。

【研究方法】全国のダルク 57 施設に研究協力依頼を行い、52 施設 (91.2%) の協力を得た。研究協力依頼のために施設を訪問した際に収集した施設概要に関する情報 (法人格や制度上の事業実施の有無等) と、その際に留め置いたアンケート調査票の回答結果を分析データとして用いた。

【研究結果】制度上の事業の実施については、77.7%が自立準備ホームの登録を行っており、53.7%が障害者総合支援法下の事業を実施していた。ダルクの活動成果については、1 年間の退所者 669 人のうち 37.8%が、就職、生活保護、家族からの支援などにより地域生活を送れていることが明らかになった。運営上の課題としては、運営費や利用者の確保、それに関連する職員への待遇について、7 割以上の施設が困難を抱えており、特に、制度上の事業を実施していない施設については、金銭面での困難が深刻であることが示唆された。金銭面以外の課題としては、重複障害をもつ利用者への対応や職員の育成についても半数以上の施設が困難を抱えていた。刑務所との連携については、82.7%の施設が刑務所内で行われる薬物依存離脱指導に参加していたが、対象者の選別や指導の内容等についてもっと丁寧に協議したいという要望が多く寄せられており、今後の重要な課題と思われた。保護観察所との連携については、保護観察所の薬物乱用防止プログラムに参加している施設が約半数 (51.9%) にとどまっていることもあり、もっと施設職員 (当事者) を活用してほしいという要望が多く寄せられた。施設や自助グループへのつなぎを積極的にしてほしいという要望や、刑務所の薬物依存離脱指導と同様に、プログラムの内容等についてもっと丁寧に協議したいという要望もあった。また、刑の一部執行猶予制度に対しては、回復に向けた動機が低い利用者の割合が増えるのではないかと、予算の関係で自立準備ホームの利用

期間が十分得られないのではないかと心配や、できるだけ早期に情報共有や介入をしたいという要望が寄せられた。

【考察】地域の重要な受け皿であるダルクの多くが自立準備ホームや障害者総合支援法下の事業を使って薬物依存症者の支援を行っていることを考えると、より効果的な薬物依存症者の回復支援につながる事業の運用の仕方について、ダルクからの意見や要望も合わせながら十分議論し、その結果に基づいた柔軟な運用を目指していく必要がある。多くの施設が抱える金銭面での困難 (運営費の確保) や職員のスキルアップについても、施設側だけの努力では解決が難しく、自治体や国の施策としての取り組みが求められる。また、刑務所や保護観察所との連携は着実に進んでいるものの、ダルク職員が自らの役割や関与の仕方について連携先と十分な協議や合意が得られないまま刑務所や保護観察所の事業に参加しており、それが施設職員の不安全感や徒労感につながるなど課題も残されており、解決に向けた具体的な取り組みが早急に求められる。

【結論】全国 52 施設 (91.2%) のダルクから協力を得て、施設の実態把握と活動上の課題解明を目的とした研究を実施した結果、9 割以上が自立準備ホームや障害者総合支援法下の事業を使って薬物依存症者の支援を行っていることが明らかになった。より効果的な薬物依存症者の回復支援につながる事業の運用の仕方について、ダルクからの意見や要望も合わせながら十分議論し、その結果に基づいた柔軟な運用を目指していく必要がある。

また、運営上の課題としては、運営費の確保や職員の育成が挙げられたが、これについても施設側だけの努力では解決が難しく、自治体や国の施策としての取り組みが求められる。

刑務所や保護観察所との連携は着実に進んでいるものの、ダルク職員が自らの役割や関与の仕方について十分な協議や合意が得られないまま刑務所や保護観察所の事業に参加している実態が示唆され、それが施設の職員の不全

感や徒労感につながるなど課題も残されていることから、解決に向けた具体的な取り組みが早急に求められる。

E. 結論

以上の各研究より、次の結論が導かれた。

- 1) 社会問題化した危険ドラッグ乱用が終息に向かっていることが、多角的な疫学研究により実証された(中学生調査、児童自立支援施設調査、精神科医療施設調査)。今後、大麻、覚せい剤、医薬品等の乱用・依存について、EMCDDA の取り組みを参照しつつ、モニタリングを継続していくことが必要である。
- 2) 危険ドラッグの害に関する周知率は、一般住民では 2013 年から 2015 年かけて上昇したが、中学生においては 2014 年から 2016 年にかけて低下していた。危険ドラッグは、他の薬物に比べると入手可能性が高く、指定薬物制度による危険ドラッグ対策や、教育現場における危険ドラッグの予防教育といった取り組みは今後も継続していくことが求められる。
- 3) 精神保健福祉センターにおいて家族心理教育プログラムの普及が進んだことが示された。また、民間支援団体であるダルクの活動実態や、刑務所や保護観察所との連携状況や課題が明らかとなった。
- 4) 「刑の一部執行猶予制度」の施行に伴い、覚せい剤関連精神疾患に対する医療体制の拡充や、関係機関(刑務所、保護観察所、ダルク、精神保健福祉センターなど)の地域連携の実効性を高めていくことは喫緊の課題と考えられる。

F. 健康危険情報

本研究における薬物乱用・依存の実態把握に関する研究の結果自体が、報告に値すべき健康危険情報に該当する。「危険ドラッグ」を含む薬物の乱用防止および再乱用防止をさらに進めていくことが求められる。

G. 研究発表

1. 著書

- 1) 嶋根卓也：第 10 章 テンションを上げたい、嫌なことを忘れたい。大学生のためのメンタルヘルスガイド～悩む人、助けたい人、知りたい人へ～(松本俊彦 編)。大月書店、東京、pp129-143, 2016.7.20.
- 2) 嶋根卓也：市販薬にも安心できないものがある。臨床心理学 増刊第 8 号 やさしいみんなのアディクション(松本俊彦 編)、金剛出版、東京、pp66-68, 2016.
- 3) 嶋根卓也：第 1 章 大学生のためのわかりやすい薬物乱用の話。危険ドラッグ問題の表と裏～学生に知ってほしいこれからの薬物乱用防止について～。薬事日報社、東京、pp11～43, 2016.
- 4) 松本俊彦：薬物依存臨床の焦点、金剛出版、東京、2016.
- 5) 近藤あゆみ：アディクション臨床ではなぜ家族支援が大切なのか、境界線を引くこと、イネイブリングをやめること、家族は本人を 24 時間監視すべきなのか? 臨床心理学増刊第 8 号 やさしいみんなのアディクション(松本俊彦 編)、金剛出版、東京、pp140-141, 143-146, 2016.
- 6) 近藤あゆみ：薬物依存症者をもつ家族に対する支援(福田正人 編)、精神科臨床サービス、第 17 巻 1 号みんなが元気になれる家族支援 I、星和書店、東京、pp70-74, 2017.
- 7) 近藤あゆみ：依存症という「病」、(池田理知子、五十嵐紀子 編)、よくわかるヘルスコミュニケーション、株式会社ミネルヴァ書房、京都、pp26-27, 2016.
- 8) 近藤あゆみ：物質関連障および嗜癖性障害群 薬物関連障害(下山晴彦、中嶋義文 編)、公認心理師必携 精神医療・臨床心理の知識と技法、医学書院、東京、pp101-102, 2016.

2. 論文発表

- 1) 嶋根卓也：処方薬乱用者のゲートキーパーとしての薬剤師。YAKUGAKUZASSHI,

- 136(1), 79-87, 2016.
- 2) 嶋根卓也 : 心に悩みを抱えた患者の支援ができる薬局に. 都薬雑誌, 37 (6) : 4 - 8, 2015.
 - 3) 嶋根卓也 : 処方薬乱用に介入する 薬剤師をゲートキーパーに! .季刊 Be! 120 号, アルコール薬物問題全国市民協会, 東京, p42-47, 2015.
 - 4) 和田清, 松本俊彦, 船田正彦, 嶋根卓也, 邱冬梅 : 薬物乱用・依存の疫学. 精神科, 26 (1) 44-49, 2015.
 - 5) 嶋根卓也 : 「ゲートキーパー」としての薬剤師の役割. 医薬ジャーナル 52(2), 101-104, 2016.
 - 6) 嶋根卓也 : 学校における薬物乱用防止教育. 精神科治療学, 31(5) : 573-579, 2016.
 - 7) 嶋根卓也 : ユーザーに最も身近な相談窓口として~多剤併用を防ぐ薬剤師の取り組み~. 月刊薬事 58(8) : 68-70, 2016.
 - 8) 嶋根卓也 : LGBT における HIV 感染症と薬物依存. 精神科治療学, 31(8):1045 - 1052, 2016.
 - 9) 嶋根卓也 : 飲酒・喫煙・薬物乱用. 学校保健パーフェクトガイド, 小児科診療 79(11): 1657 - 1663, 2016.
 - 10) 大曲めぐみ, 嶋根卓也, 松本俊彦 : 日本の刑事施設における薬物依存離脱指導の評価方法についての文献レビュー. 日本アルコール・薬物医学会雑誌 51(5) : 335 - 347, 2016.
 - 11) 佐々木真人, 嶋根卓也, 村岡謙行, 長崎大武, 田村昌士, 西村直祐, 堀岡広稔: 薬局薬剤師に必要とされる自殺予防ゲートキーパーの養成とその効果. 高知県薬剤師会報 146: 11-20, 2016.
 - 12) 松本俊彦, 船田正彦, 嶋根卓也, 近藤あゆみ : 薬物関連問題とどう対峙するか 疫学研究、毒性評価、臨床実践、政策提言. 精神保健研究 60 : 53-61, 2017.
 - 13) Okumura Y, Shimizu S, Matsumoto T: Prevalence, prescribed quantities, and trajectory of multiple prescriber episodes for benzodiazepines: A 2-year cohort study. Drug and Alcohol Dependence 158:118-125, 2016.
 - 14) Matsumoto T, Tachimori H, Takano A, Tanibuchi Y, Funada D, Wada K: Recent changes in the clinical features of patients with new psychoactive-substances-related disorders in Japan: Comparison of the Nationwide Mental Hospital Surveys on Drug-related Psychiatric Disorders undertaken in 2012 and 2014. Psychiatry and Clinical Neurosciences, 70: 560-566, 2016.
 - 15) 松本俊彦: 健康問題としての薬物依存症—薬物依存症からの回復のために医療者は何ができるか. 日本医事新報 4808:19-23, 2016.
 - 16) 松本俊彦: 物質使用障害における自殺—薬物療法のリスクとベネフィット. 臨床精神薬理 19(8) : 1125-1136, 2016.
 - 17) 谷渕由布子, 松本俊彦: 危険ドラッグ使用者への安全管理. 精神科治療学 31(11) : 1449-1454, 11, 2016.
 - 18) 近藤あゆみ, 栗坪千明, 白川雄一郎, 松本俊彦 : 民間依存症回復支援 DARC 利用者を対象とした認知行動療法 SMARPP の有効性評価, 日本アルコール・薬物医学会雑誌, 51 (6), 414-424, 2016.
3. 学会発表
- 1) 嶋根卓也 : 処方薬乱用者のゲートキーパーとしての薬剤師: 「まちの科学者」を取り戻す. シンポジウム S52 薬物乱用の新たな波への理解と対応: 危険ドラッグと処方薬乱用, 日本薬学会第 135 年会, 兵庫, 2015.3.25-28.
 - 2) Shimane T, Matsumoto T : Reliability and validity of the Japanese version of the DAST-20. CPDD 78th Annual Scientific Meeting, Palm Springs, CA(USA), 2016.6.11-16.
 - 3) 嶋根卓也 : 薬剤師向けゲートキーパー養成研修とその介入効果: 身近な相談窓口としての薬局. シンポジウム 8 「薬剤師が精神科医に望むこと」, 第 16 回日本外来精神医

- 療学会，神奈川，2016.7.10.
- 4) 嶋根卓也：そして危険ドラッグを使う人はいなくなった：全国住民調査 2015 年の結果より．シンポジウム 6 ポスト「危険ドラッグ」－薬物乱用状況はどう変わったか－．平成 28 年度日本アルコール・アディクション医学会学術総会，東京，2016.10.7.
 - 5) 嶋根卓也：危険ドラッグ問題の行方：全国住民調査 2015 年の結果より．第 22 回埼玉県薬剤師会学術大会，埼玉，2016.11.6.
 - 6) 松本俊彦：教育講演 ト라우マとアディクション．第 15 回日本トラウマティック・ストレス学会，宮城，2016.5.20.
 - 7) 松本俊彦：教育講演 法医学との連携が精神医学を変える～薬物乱用と自殺に関する研究を通じて～．第 100 次日本法医学会学術全国集会，東京，2016.6.17.
 - 8) 松本俊彦：公開講座 人はなぜ依存症になり、回復ができるのか．第 38 回日本アルコール関連問題学会秋田大会，秋田，2016.9.10.
 - 9) 松本俊彦：特別企画シンポジウム 人はなぜ依存症になるのか？ 第 51 回日本アルコール・アディクション医学会学術総会，東京，2016.10.8.
 - 10) 松本俊彦：記念講演 生き延びるための依存症、生き直すための回復．第 23 回関西アルコール関連問題学会滋賀大会，滋賀，2016.11.27.
 - 11) 和田 清：会長企画シンポジウム 依存症対策の現状～ハーム・リダクション導入を考える．薬物乱用とハーム・リダクション－歴史とメサドン療法－．第 51 回日本アルコール・アディクション医学会学術総会．タワーホール船堀(東京)．2016.10.7.
 - 12) 和田 清：ポスト「危険ドラッグ」－薬物乱用状況はどう変わったか－．第 51 回日本アルコール・アディクション医学会学術総会．タワーホール船堀(東京)．2016.10.7.
 - 13) 和田 清：危険ドラッグを含む今日の薬物乱用状況と薬物の乱用・依存・中毒の理解．第 28 回日本臨床検査医学会 関東・甲信越支部総会．埼玉医科大学総合医療センター．2016.11.5.
 - 14) 近藤あゆみ，高橋郁絵，森田展彰：薬物依存症者の家族を対象とした心理教育プログラムの理解度と有用性，第 51 回日本アルコール・アディクション医学会学術総会，神奈川，2016.
- H. 知的財産権の出願・登録状況
(予定を含む。)
該当なし

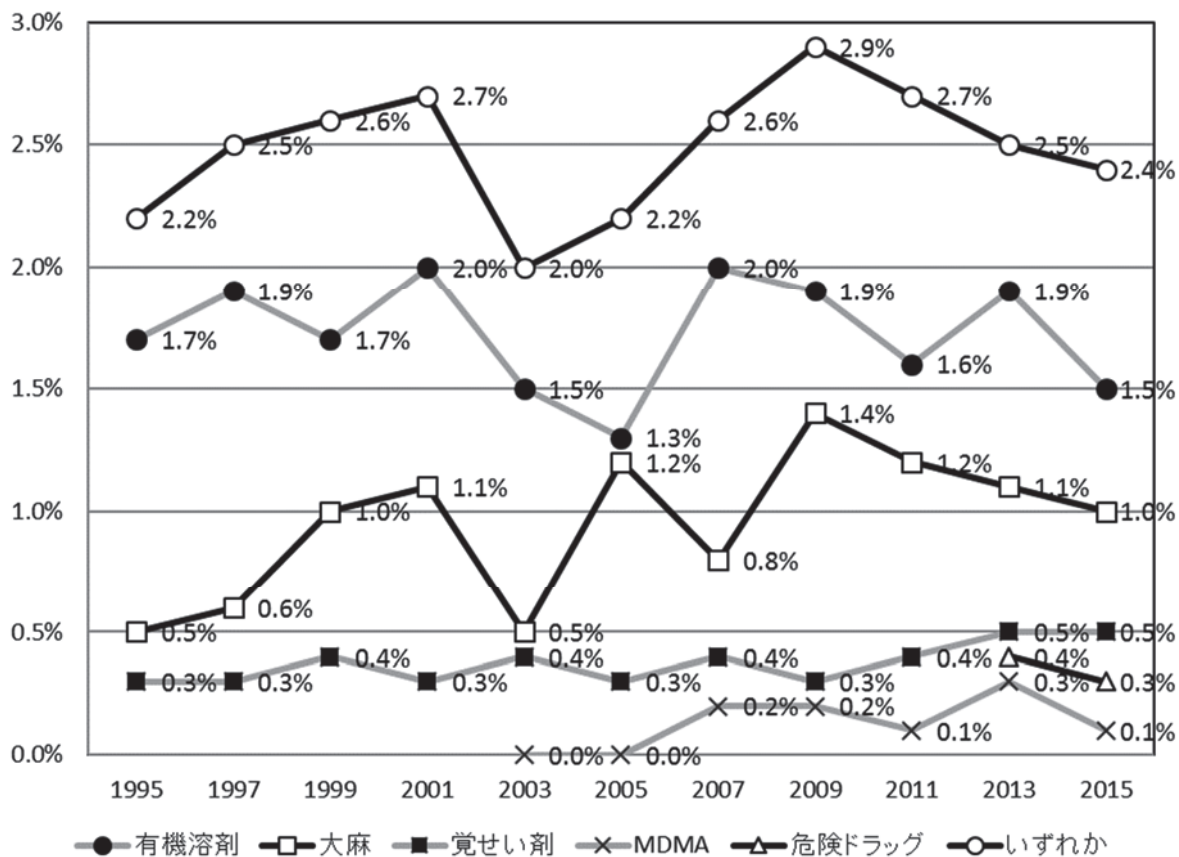


図1. 一般住民（15～64歳）における薬物使用の生涯経験率の推移（1995-2015年）

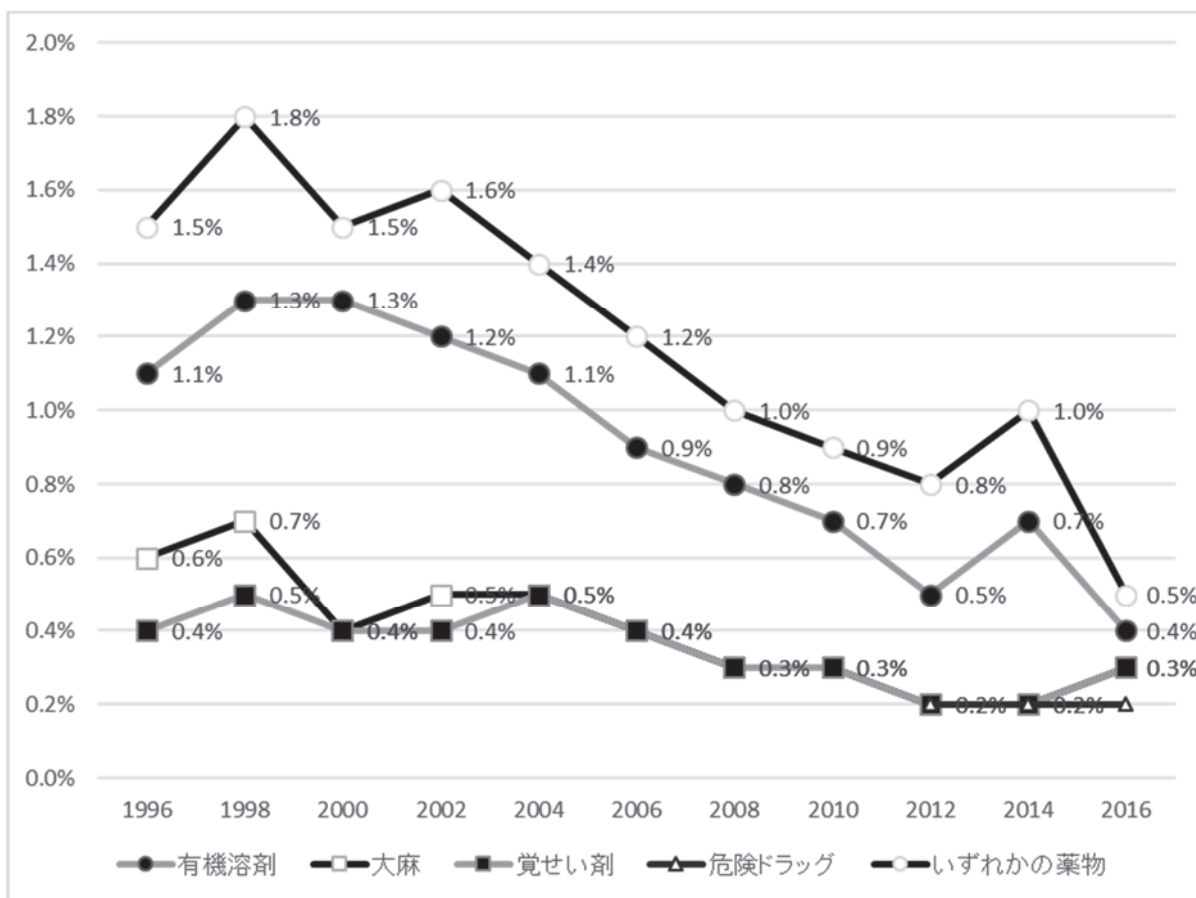


図2. 中学生（12～15歳）における薬物使用の生涯経験率の推移（1995-2016年）

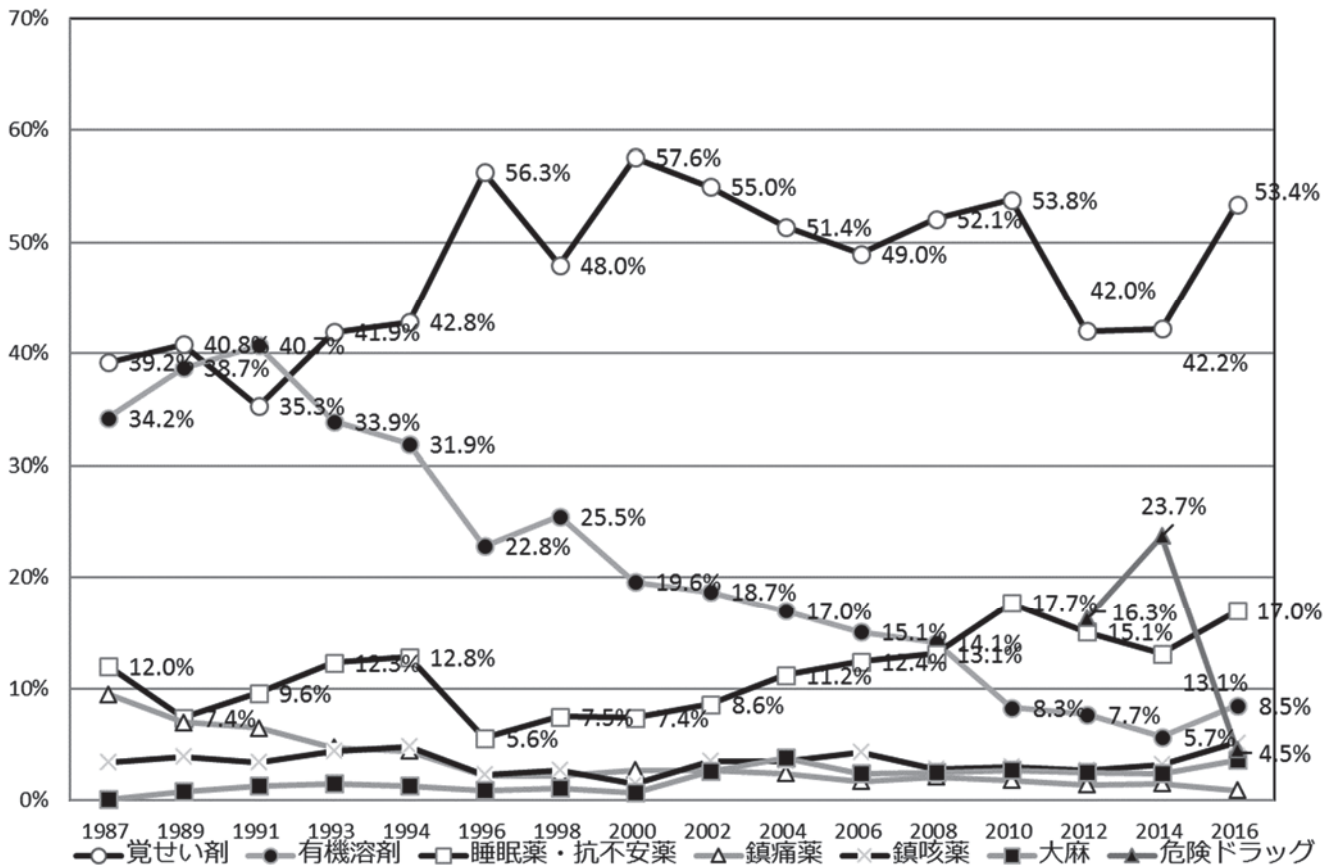


図3. 精神科医療施設における薬物使用障害患者の「主たる薬物」の推移 (1987-2016年)